

アスレチックルームの活用について

1. 検討の経緯

令和7年度 第1回運営検討委員会 (R7.8.7実施)

- ✓ アスレチックルームを有効活用するため、民間企業（トレーニングジム・スタジオ）に場所貸しをする
- ✓ 場所貸しにあたっては、行政財産使用料等の減免など、民間企業が参入しやすい方法を検討する
- ✓ 子どもが利用できるスペースがあると多世代にアクシスを活用してもらえる可能性がある
- ✓ 子ども用のスペースをアスレチックルーム内に設けるか、他の室場を活用するか検討する



令和7年度 和光市議会9月定例会決算委員会

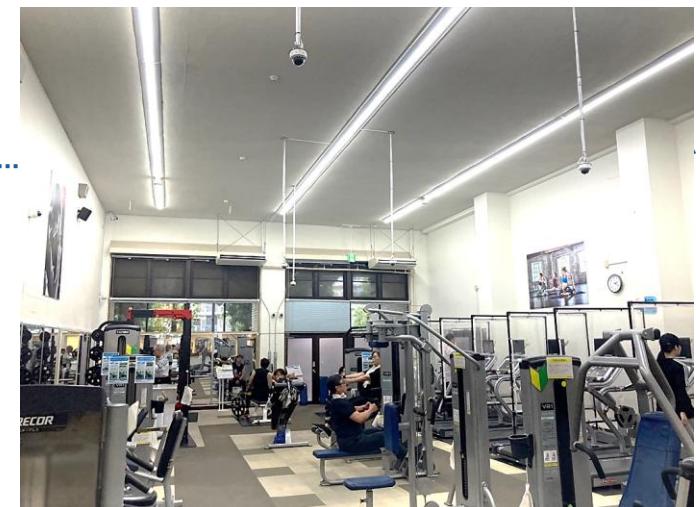
議員質問：アクシスの利用促進を図るための、トレーニングジムの復活についてどのように考えているか。
市：現在運営検討委員会において議論を重ね、検討しているところである。



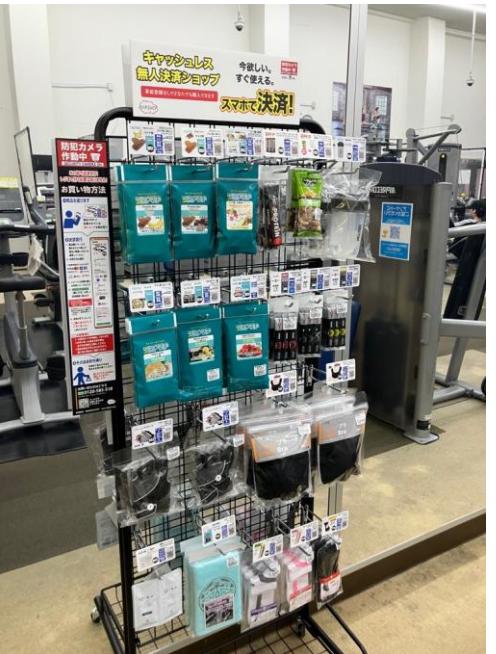
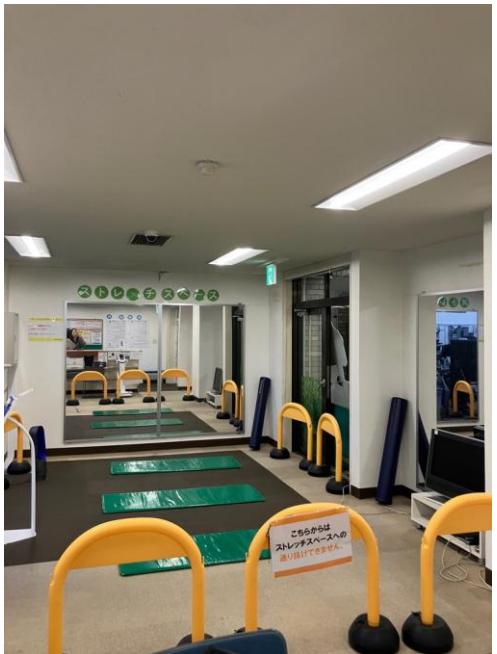
ヨガスタジオ・前アクシス指定管理者に問合せ

参考：蕨市民体育館（カメラ監視による運営）

- ✓ 令和7年夏からカメラ監視（GYM DX）による運営を開始
- ✓ アラートが出た場合は、GYM DX本社及び蕨市民体育館内の事務室にいるスタッフに通報が入る。
- ✓ 通報された場合、映像を確認し異常の有無を確認する。
- ✓ 運用開始から11月28日見学時までの異常検知件数は0件
- ✓ 利用者の声としては、「カメラがあることで盗難防止にもなりそう」、「カメラでの見守りがあって安心」など好評。



参考：蕨市民体育館 スポーツジム



—蕨市民体育館ホームページより
アップライトバイク、
リカンベントバイク、ランニングマシン、
ウエイトトレーニングマシンなど
充実した設備のもと、初心者からアス
リートまで、安心して健康管理・シェイ
プアップ・筋力トレーニングが楽しめま
す。（室内シューズ必須）

※ トレーニングルームご利用の方は無料
で「InBody」測定が可能です！

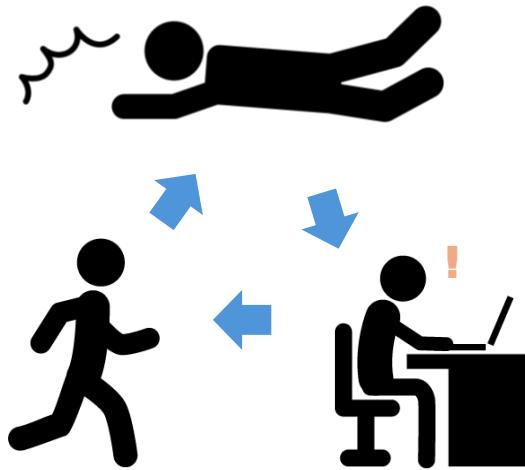
縦幅2.7m×横幅10.8m

参考
蕨市民体育館
トレーニングジム
 29.16m^2

アクシス
アスレチックルーム
 195m^2

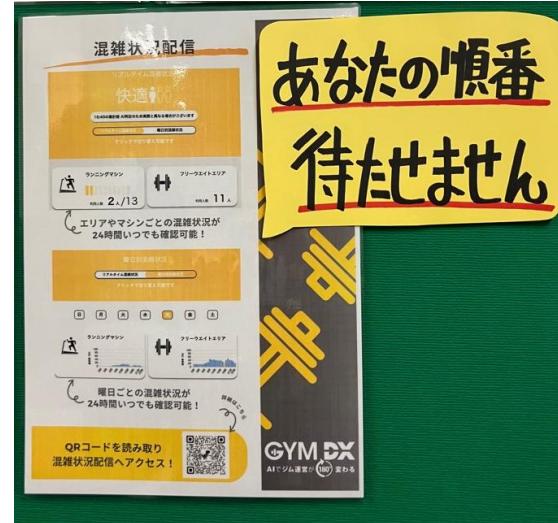
参考：蕨市民体育館で導入されたGYM DXの機能

異常検知



- ◎動かない人や倒れている人を検知
⇒施設内外のスタッフへ通報
- ◎GYM DXが異常確認し、警備会社へ通報。
- ◎警備会社が救助対応を実施。

マシン利用率分析 混雑状況配信



- ◎マシン毎の利用状況をリアルタイムでネット配信
⇒スマートフォンから簡単に確認できる
- ◎曜日・時間帯ごとの利用数を集計・分析できる

防犯対策



- ◎監視があることで、盗難・盗撮等犯罪行為の抑止力になる
- ◎被害があった場合は、録画データを確認可能。

2. アスレチックルーム間貸しの手法について（案）

■概要

- ① 契約：財産（建物）賃貸借契約
- ② 契約期間：令和9年4月1日～令和15年3月31日（5年間）
- ③ 賃借料：**免除**
- ④ 修繕費：施設設備（建物、空調機等）⇒市の負担、機器：賃借人の負担
- ⑤ 機器のリース費用：機器のリース費用はアスレチックルーム賃借人の負担とする。
- ⑥ スタッフ常駐又はカメラによる監視等、利用者の安全を担保するための取組みを設ける。

■賃借料を免除する場合

財産貸付に対する賃借料を免除する場合、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、市議会の議決を要する。

地方自治法第96条（議決事件）

第1項 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- 6. 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払い手段として使用し、又は**適正な対価なくして**これを譲渡し、若しくは**貸し付けること**。

3. アスレチックルーム活用事業者の公募（案）

R8.4月～夏

アスレチックルーム活用事業者の公募

R8.9月議会

財産の貸付について

R9.4月～

アスレチックルームの活用開始

1. トレーニングジム等の開館時間は、アクシスの開館時間の範囲（午前10時～午後9時）とする。
2. トレーニングジム等の運営について下記事項を条件とする。
 - ・利用者の安全性の担保
 - ・初回利用者への講習会実施
3. 公募は令和8年夏に実施し、審査会委員に勤労福祉センター運営検討委員を含めるものとする。

4. 和室の地域開放について

事業者に対するヒヤリングの結果

「アスレチックルーム内にキッズスペースを設置することは難しい。」



遊休化している室場の活用を検討

和室（A、B）

令和7年4月～10月の稼働率：7.7%

特に、火曜日・水曜日・日曜日の午前中の利用は令和7年度中（4～10月）に2回のみ



- 勤労福祉センターは勤労者福祉の増進を目的とする施設

- 通常の利用では、利用料金を徴収している

⇒空き時間を開放するのではなく、

地域に開放し、誰でも利用できる時間を市が決める。



「室内の遊び場が少ない」という子育て世代の課題解決、
勤労福祉センターの認知度向上を図る



イメージ画像